

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十二号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十条第四項、第八十五条第一項第十八号、第五百五十一条第四項、第六十六条第一項第三号及び第九十二条第一項第二号の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を次のように定める。</p> <p>（届出）</p> <p>第三条 規則第八十五条第一項第十八号、第六十六条第一項第三号及び第九十二条第一項第二号に規定する責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならぬ場合として金融庁長官が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇五 略」</p>	<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十条第四項、第八十五条第一項第十号、第五百五十一条第四項、第六十六条第一項第三号及び第九十二条第一項第二号の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。</p> <p>（届出）</p> <p>第三条 規則第八十五条第一項第十号、規則第六十六条第一項第三号及び規則第九十二条第一項第二号に規定する責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならぬ場合として金融庁長官が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	